

STOP!墜落・転落災害

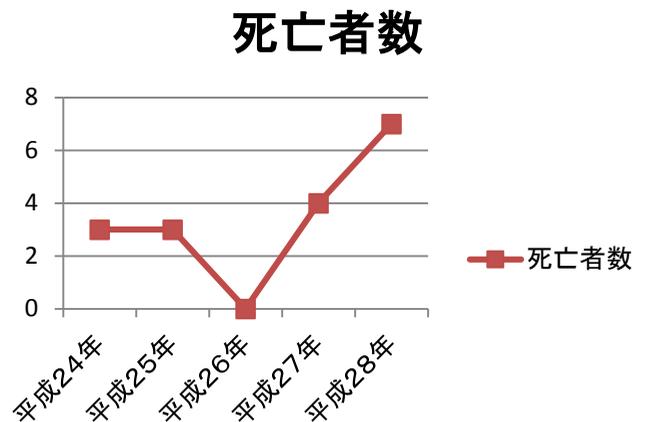
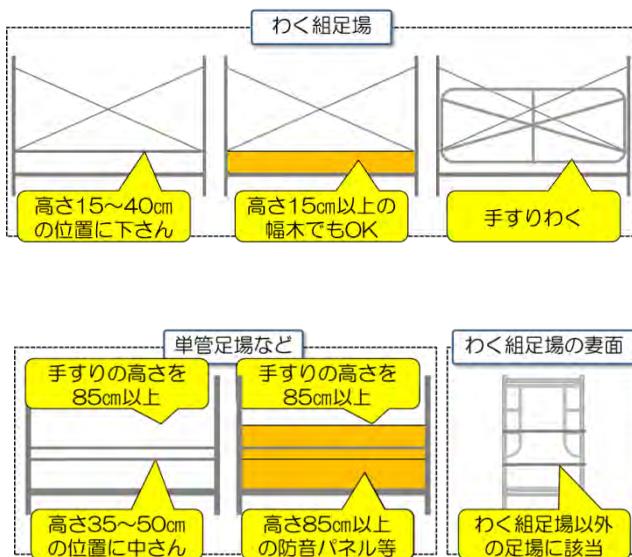
新居浜労働基準監督署管内の平成28年における死亡災害は、11月末現在、昨年同期の4件を大きく上回り7件と、同年7月の「死亡労働災害急増にかかる緊急要請」以降も増加の一途にあります。

事故の型別でみると、墜落・転落災害が3件と半数近くを占め、うち2件は7月以降に発生しております。死亡災害以外でも、墜落防止対策を講じずに足場組立作業中に高さ約7mから墜落する災害も発生していることから、年末年始の繁忙期にかけては、非常作業も増えてきますので、墜落・転落災害防止について周知活動を展開致します。

墜落・転落災害を防止しましょう

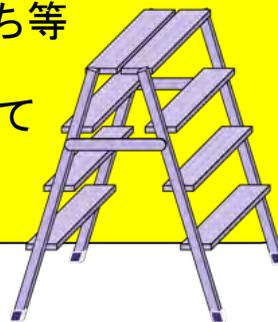
1 高所作業

- 高さ2m以上の箇所で作業を行う場合には、足場を設置する等の方法により作業床を設け、その上で作業を行っていますか。
- 作業床を設けることが困難なときには、安全帯を使うか、墜落防止用のネットを張っていますか。
- 設置された足場には、手すり、下さん等は付いていますか。
- 手すりなどをはずした場合の原状復帰を、その都度行っていますか。
- 高さ2m以上の作業床の端または開口部等で墜落の危険がある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けていますか。
- 囲い等を設けることが困難なときには、安全帯を使うか、墜落防止用のネットを張っていますか。
- 高所にはなるべく不要なものを置かないようにしていますか。
- 上下作業の際の声掛けを行っていますか。
- 保護帽を着用していますか。



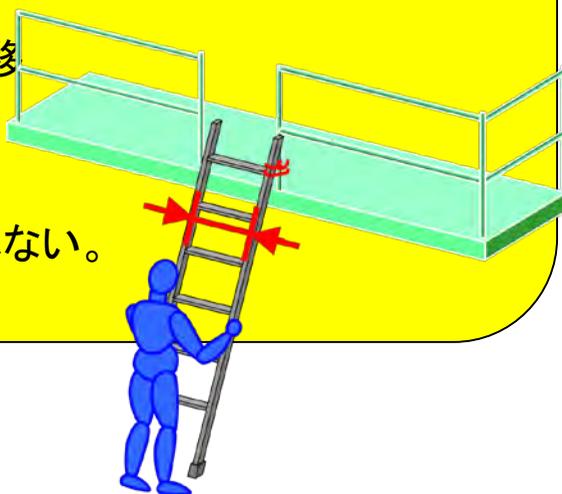
2 脚立作業

- 天板上で作業しない。
- 脚立の足元等の設置場所の確認。
- 手に物を持って昇降しない。
- 脚立と足場板を併用する場合には、足場板を3点支持とし、ゴムバンド等により固定する。
- 脚立の上で、前後左右に体を伸ばしたり、つま先立ち等無理な姿勢で作業しない。
- 支柱を両手でつかんで昇降し、踏みさんに背を向けて降りない。



3 移動式はしご作業

- 移動はしごは、原則として継いで使用しない。
- 水平面に対して設置角度は75°程度を原則とする。
- 手に物をもって昇降しない。
- 昇降時における3点支持の確保。
- 立て掛ける壁面等の材質(強度、損傷の可能性等)にも注意する。
- すべり止め装置の取付けその他転移を防止するための措置を行う。
- はしごの上端は上部床から60cm以上突き出す。
- はしごの上で反動のかかる作業をしない。



愛媛労働局では、「Safe work EHIME」を定め、広く周知することにより『安全・安心な職場の実現』を目指しております。

新居浜労働基準監督署が実施する労働災害防止活動において、本ロゴマーク使用するとともに、当署管内の事業場等に対し、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全衛生意識の高揚」等を目的としてその活用を広く呼び掛けています。

なお、本ロゴマークは、愛媛労働局のホームページからダウンロードできます。

